

オンラインでお申込みされる事業者の皆様へ

入力時の注意点・チェックポイントについて

令和3年度再商品化委託申込みの内容をオンライン入力していただくうえでの入力上の注意点・チェックポイントを入力順により下記のとおりお知らせいたします。

お手数をおかけしますが、本紙を印刷していただき、各項目の□欄にチェックを入れながら入力作業を進めてください。

- 1. パスワードを（変更）入力していただくと『TOP PAGE』が開きます。表示された申込状況表の「申込状況」欄で“未入力”の文字が表示されている年度をご確認ください。

(注) 令和3年度はもちろんですが、令和2年度以前の年度で、“未入力”の文字がある場合は、当該年度の申込が行われていないことを示しますので、当該年度における貴社の事業内容をご確認のうえ、再商品化義務が生じる場合は、必ず「□2.」以下をご参照のうえ申込手続きをお取りください。一方、再商品化義務が生じない場合は、『申込登録』画面の「今回登録する申込種別」から“非申込”を選択していただき、非申込手続きをお取りください。

- 2. “未入力”の文字をクリックして、開いた画面で貴社名をご確認ください。

社名変更がある場合

- （1）これから先の入力は中止してください。

<これまでに1回以上、再商品化委託申込を行ったことがある場合>

- （2）社名変更の履歴が分かる「登記簿謄本」（原本）を1通ご用意いただき、「申込・契約訂正等申請書※」の該当欄（同紙裏面の3. 特定事業者情報変更）をご記入のうえ、併せて当協会にご送付ください。その際、お手数をおかけしますが、同申請書裏面上部の余白に『オンライン申込入力途中』と記載してください。
- （3）当協会で社名変更手続きが終了（目安：上記（2）の書類が当協会に到着後1週間程度）しましたら、ご連絡申しあげますので、改めてオンライン申込みを行ってください。

<これまでに1度も再商品化委託申込みを行ったことがない場合>

- （2）「申込・契約訂正等申請書※」の該当欄（同紙裏面の「3. 特定事業者情報変更」）をご記入のうえ、当協会までご連絡ください（登記簿謄本の添付は必要ありません）。その際、お手数をおかけしますが、同申請書（裏面）上部の余白に『オンライン申込入力途中』と記載してください。
- （3）当協会で社名変更手続きが終了（目安：上記（2）の書類が当協会に到着後1週間程度）しましたら、ご連絡申しあげますので、改めてオンライン申込みを行ってください。

※「申込・契約訂正等申請書」は『TOP PAGE』からダウンロードできます。

- 3. 社名変更がない場合は、今回登録する申込種別、申込年度を選択し、「次へ」ボ

タンをクリックして表示される約款の内容を確認し、「同意する」ボタンをクリックしてください。申込登録入力画面が表示されたら、初めに「申込用紙1（基本情報）」をご入力ください。当協会にご登録されている情報はあらかじめ表示しています。

- (1) 表示内容に間違いがないかどうかご確認ください。
- (2) 修正が必要な項目は修正してください。（社名以外）
- (3) ※ (赤字) は必須入力項目です。入力漏れにご注意ください。
- (4) 必須項目のうち「従業員数」「全事業の売上高」は、直近の決算年度の内容をご入力ください。
- (5) 再商品化義務量算定基準決算年月をご入力ください。

【考え方】 令和3年度申込みの場合、以下の年月を目安にしてください。

1 2月決算の場合 → 令和2年 1 2月

1月決算の場合 → 令和3年 1月

2月決算の場合 → 令和2年 2月

3月決算の場合 → 令和2年 3月

※ 申込時期（毎年1 2月～2月）に確定している決算を根拠にお申込みいただくことが原則です。

※ 1月決算で、前年度（令和2年度）の申込みにおいて、令和2年1月ではなく平成31年1月決算の数字を用いた場合、今回（令和3年度）の申込みにおいては、令和2年1月決算を用いても構いません。この場合、前年度申込みとの継続性でご判断ください。

4. 「申込用紙1（基本情報）」画面の入力が終了しましたら、次に「申込用紙2（算定用紙）」の「利用製造種別」をご確認ください。

利用及び容器製造等事業者の内容は、下記のとおりです。



> 『利用事業者』とは、

……中身製造業者（食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者）

……小売・卸売業者（商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者）

……輸入業者 → 中身を輸入した後に容器や包装を付す事業者
 ↙ 容器や包装が付された商品の輸入を行う事業者（★）

……テイクアウトできる飲食店、通販業者、売店を持つホテル・旅館、購買部（売店等）を持つ学校法人、宗教法人 など

（注）輸入業者のうち、上記（★）印の事業者は、利用と容器製造の両方に該当します。

> 『容器製造等事業者』とは、

……容器製造業者（ガラスびん、PETボトル、紙箱、紙製・プラスチック製の袋、プラスチック容器などを製造している事業者）

……輸入業者 → 容器の輸入を行っている事業者
 ↙ 容器が付された商品の輸入を行う事業者（★）

（注）輸入業者のうち、上記（★）印の事業者は、利用と容器製造の両方に該当します。

5. 利用製造種別の確認が終了しましたら、「申込用紙2（算定用紙）」の「入力」ボ

タンをクリックしてください。

- (1) 最初に「用途」をご確認ください。
 - 【注1】「用途」とは、その『容器』『包装』に何を入れる（あるいは包む）目的で購入し利用するかを指します。
 - 【注2】例えば、用途が「小売」の場合は、小売店等で販売されている商品を入れる（あるいは包む）ことを指しますので、主に小売業（卸売業）の方の用途は「小売」となります。
 - 【注3】なお、主に小売業で使用されるレジ袋は「容器」に該当します。包装ではありませんので、ご注意ください。
 - 【注4】プラスチック製容器包装の利用事業者で、用途として「包装」を選択された場合に該当する「包装」とは、“白色トレイなどに用いるラップ”や商品を含む“ビニール製の風呂敷”、商品（主に割れ物）を保護する（包む）ために利用する“プラスチック製のシート”などです。
【注3】で説明したとおり、“レジ袋は容器”ですので、プラスチック製包装ではありません。ご注意ください。

* 『用途の例』を6～7ページに掲載していますのであわせてご確認ください。

- (2) 次に算定方式をご確認ください。
 - 算定方式の選択において、原則は「自主算定方式」です。
なお、貴社が市販している商品と同一のもので、事業活動（業務用）において費消されているものがあり、その費消費量が把握できない場合のみ、「簡易算定方式」を選択して算定してください。
- (3) 次に「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量①」「①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量②」「〔①－②〕のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量③（自主算定方式の場合）」の欄をご確認ください。
 - この欄に表示している数字は、前年度（令和2年度）の数量です。当年度（令和3年度）の数量を入力する場合は、「算定方式」（自主算定または簡易算定）を選択していただき、前年度の数量を消去してください。
- (4) 自主算定方式を選択した場合において、上記②・③の量が「0（ゼロ）」であれば、省略せず「0（ゼロ）」を入力してください。

□ (5) 数量の入力を終了しましたら、「合計計算」ボタンをクリックして入力された「再商品化委託申込量」に基づく「再商品化実施委託料金」を確認してください。

□入力内容が正しい場合 →→→ 「次へ」ボタンをクリックして、誤入力がないことを再度確認したうえで「登録」ボタンをクリックしてください。

□誤入力で修正が必要な場合 →→→ 「戻る」ボタンをクリックして、再度正しい内容を入力してください。

※ 複数の素材をお申込みされる場合は、「登録（他の申込有り）」をクリックし、こままでの作業を繰り返してください。

□ 6. 「申込用紙2（算定用紙）」の入力が終了しましたら、「再商品化実施委託料金の支払方法」をご入力ください。貴社の再商品化実施委託料金額（合計額）に応じた支払方法が表示されますので、支払方法を選択し「次へ」ボタンをクリックしてください。内容を確認し、間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください。

念のため、下記の【**申込確定**前の再確認事項】（入力間違いが見られる事項）をご確認ください。

【**申込確定**前の再確認事項】（入力間違いが見られる事項）

- 1. 決算年月に間違いはありませんか。申込受付期間（毎年12月～2月）に確定している決算書を利用していますか。
 - 2. 利用・容器製造等の種別に間違いはありませんか。
 - 3. 用途に間違いはありませんか。
※ 業態や取扱品に変更がなければ、（毎年度）変更されることはありません。
 - 4. 算定方式（自主算定か簡易算定か）に間違いはありませんか。
 - 5. PETボトルの申込みには、キャップ（プラスチック製容器）とラベル（プラスチック製包装）の申込みも伴います。忘れていませんか。
 - 6. レジ袋は「プラスチック製容器」です。「プラスチック製包装」で申込みしていませんか。
- ※ 2～5については、前年後申込内容と違う場合、確認のメッセージが表示されます。

□ 以上の再確認が終わりましたら、「申込確定画面へ」ボタンをクリックします。内容を確認し、間違いがなければ、**申込確定**ボタンをクリックして入力を完了してください。

【入力後の注意点】

- 『TOP PAGE』に表示された申込状況表の「申込状況」欄が、“入力済み”になっていることをご確認ください。
- 入力完了日の翌日から7日間（土日、祝祭日含む）は、修正可能期間です。入力誤りがあった場合は、この期間中であれば何度でも修正できます。
- 修正可能期間を過ぎての修正は、「申込・契約訂正等申請書」を用いて行いますので、ご了承ください。（オンラインによる修正はできません）

以 上

申込用紙2（算定用紙）の裏面から抜粋

利用事業者用
















自主算定方式・・・基本の算定方式です

簡易算定方式・・・自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉37ページをご参照ください

Q 野菜の生産者が
A 収穫したま
道具を用いて

2. 用途の例 総務省の日本標準産業分類(最新版)により用途を区分しています。

	用途	詳細(例)		用途	詳細(例)		用途
ガラスびん	食料品	 牛乳、加工された食品	紙容器	食料品	 パンなど食料 (小売店舗の敷地外で付されたもの)	プラスチック容器	食料品
	清涼飲料、茶・コーヒー	 豆乳、清涼飲料		清涼飲料、茶・コーヒー	 内側がアルミの紙パック		清涼飲料、茶・コーヒー
	酒類	 ビール・焼酎		酒類	 内側がアルミの紙パック		酒類
	医薬品	 「医薬品」と表示されているもの		油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	 洗剤  粉石鹸		油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料
	化粧品・歯磨き剤・その他の化粧用調製品	 化粧品		医薬品	 「医薬品」と表示されているもの		医薬品
	上記以外の用途	 小売時にその場で用いるびん		化粧品・歯磨き剤・その他の化粧用調製品	 化粧品の外箱・中身の緩衝材		化粧品・歯磨き剤・その他の化粧用調製品
		 ドレッシング、酢、					

申込用紙2（算定用紙）の裏面から抜粋

容器製造等事業者用







自主算定方式・・・基本の算定方式です

簡易算定方式・・・自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉37ページをご参照ください

Q 野菜の生産者が
A 収穫したまま
道具を用いて

2. 用途の例 総務省の日本標準産業分類(最新版)により用途を区分しています。

用途	詳細(例)
食料品	 牛乳、加工された食品
清涼飲料、 茶・コーヒー	 豆乳、清涼飲料
酒 類	 ビール・焼酎
医薬品	 「医薬品」と表示されているもの
化粧品・歯磨き その他の 化粧用調製品	 化粧品
上記以外の用途	 小売時にその場で用いるびん

用途	詳細(例)
食料品	 パンなど食料 (小売店舗の敷地外で付されたもの)
清涼飲料、 茶・コーヒー	 内筒がアルミの紙パック
酒 類	 内筒がアルミの紙パック
油脂加工製品・ 石鹸・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料	 洗剤  粉石鹸
医薬品	 「医薬品」と 表示されているもの
化粧品・歯磨き	 化粧品の容器、歯磨き粉

用途
食料品
清涼飲料、 茶・コーヒー
酒 類
油脂加工製品・ 石鹸・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料
医薬品
化粧品・歯磨き